

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目次

◇告

示

生活保護法による医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定

旧慣使用林野整備計画の認可

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

土地改良区の役員の就任

土地改良事業の事業計画等の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(五件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

港湾区域の変更

◇公

告

歯科衛生士試験の実施
歯科技工士試験の実施

任意継続掛金の標準となる額の基礎となる組合員の平均給料の額

◇雑

報

告示

鳥取県告示第六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三番地	昭和五十四年二月九日

鳥取県告示第六十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和三十四年二月一日	医療機関名	伊ナカ内科医院	所在地	米子市末広町四〇
					鳥取市正蓮寺四三

鳥取県告示第百六十三号

三朝町長から申請のあつた穴鴨地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月二十日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の名称	生産事業者の主な事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百四十二	鳥取市森	鳥取市相生町二丁目一〇七	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	鳥取市森林組合	鳥取市相生町
百四十三	岩美町森	岩美郡岩美町浦富六六八の五	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	岩美町森林組合	岩美郡岩美町浦富
百四十四	国府町森	岩美郡国府町中河原六八の六	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	国府町森林組合	岩美郡国府町中河原
百四十五	鹿野町森	気高郡鹿野町鷲峰七六〇の一	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	鹿野町森林組合	気高郡鹿野町鷲峰
百四十六	青谷森林組合	気高郡青谷町青谷四〇四五の一	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	青谷森林組合	気高郡青谷町青谷

鳥取県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

中浜地区土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 角 乙次 境港市小篠津町七八〇

永見 芳治 四八三

木村 茂 一二三三

北 修 九六九

角 幸美 二四九八の五

楠 由久 新屋町八一九

桂木 啓 佐斐神町一〇五六

永井 鉄雄 新屋町一一〇

監事 永沢 令 佐斐神町九七〇

足立 要一 新屋町六一の一

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十四年二月九日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第百六十六号

東伯郡東伯町大字大杉六二〇番地米田茂ほか七十七人の者から申請のあつた数人が共同して行ふ土地改良(土郷地区ほ場整備)事業の事業計画及び規約の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月十五日認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十七号

昭和五十三年十二月二十五日付けで気高町から申請のあつた土地改良(夏ヶ谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認め、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十八号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(来日田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月十

五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十九号

福部村から申請のあつた村営土地改良(西海士地区農道整備事業、ほ場整備事及び農地開発事業を一体とした)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百七十号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(野田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百七十一号

米子市から申請のあつた市営土地改良(福万地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百七十二号

泊村から申請のあつた村営土地改良(原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年四月二十四日 鳥取県指令受都計第二百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市船木字東谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市船木五九 福田智治

鳥取県告示第七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月三十日 鳥取県指令受都計第二百八十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市数津字北野

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字網代九九 橋本真津江

鳥取県告示第七十五号

鳥取港の港湾区域を変更したので、港湾法(昭和二十五年法律第二百十

八号)第三十三条第二項において準用する同法第九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和二十八年四月鳥取県告示第百五十四号(港湾区域の設定については、廃止する。)

昭和五十四年二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取港港湾区域

鳥ヶ島燈台(北緯三五度三二分二三秒、東経一三四度一分二一秒)から一三二度二七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに次の点を順次に結んだ線から下流の千代川水面及び第一橋りょうから下流の湖山川水面

① 北緯三五度三一分三五秒、東経一三四度一分二三秒(千代川左岸の標柱)の点

② ①から三二五度九分二三秒一〇五・〇メートルの点

③ ②から三二七度一八分一四秒一〇七・〇メートルの点

④ ③から三二八度三〇分〇秒一〇二・〇メートルの点

⑤ ④から三三〇度四〇分一〇秒一〇四・〇メートルの点

⑥ ⑤から三三二度〇〇分三〇秒一〇四・〇メートルの点

⑦ ⑥から三三二度二分二四秒一〇四・〇メートルの点

⑧ ⑦から三三三度五六分五七秒一〇〇・〇メートルの点

⑨ ⑧から三三三度二分五四秒一〇五・〇メートルの点

⑩ ⑨から三三五度四〇分三八秒九八・〇メートルの点

⑪ ⑩から三三六度一五分五二秒一〇七・〇メートルの点

- ㊤ ㊦㊧㊨㊩一〇分三四秒九六・〇メートルの点
- ㊪ ㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

公 告

歯科衛生士法（昭和28年法律第204号）第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

- 昭和54年2月23日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 1 実施期日
学説試験 昭和54年4月7日（土） 午前9時から
実地試験 昭和54年4月8日（日） 午前9時から
- 2 実施場所
学説試験 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
実地試験 鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院
- 3 受験願書の提出期間
昭和54年3月3日（土）から同月13日（火）までとする。
（郵送による場合は、昭和54年3月13日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 4 その他試験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

- 昭和54年2月23日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 1 実施期日
学説試験 昭和54年3月20日（火） 9時から
実地試験 昭和54年3月21日（水） 9時から
- 2 実施場所
鳥取市富安二丁目84番地 鳥取歯科技工専門学校
- 3 受験願書の提出期間
昭和54年3月2日（金）から同月12日（月）までとする。
（郵送による場合は、昭和54年3月12日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 4 その他試験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

雑 報

任意継続掛金の標準となる額の基礎となる組合員の
平均給料の額の公告について

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第47条の8第
2項第2号に規定する額は、188,000円である。

昭和54年 2月23日

地方職員共済組合理事長 斎 藤 正 夫